

提訴に至った私たちの思い

令和6年6月3日

小 倉 雅 治
小 倉 富 夫
小 倉 清 輝

この度、私たちの実の兄弟である小倉豊彦が、令和3年7月、ファイザー社のコロナワクチンを接種して死亡したことの責任を問うために、国とファイザー社、神戸市を提訴しましたことについてお話いたします。

私たちの父は画家でしたので、若い時分の豊彦も、父の影響を受けて画家を目指しており、亡くなる直前までスケッチブックと鉛筆を手にしておりました。

その豊彦が、2回目のワクチンを打った翌日に急性心不全で亡くなったことに、今でも信じられない気持ちでいます。

「豊彦の命を、返してほしい」 ― 私たちはこの思いを忘れたことはありません。

私たちは、この2年11カ月の間、豊彦が亡くなった原因がワクチンであることを行政に認めてもらうため、国の予防接種健康被害救済制度に基づく申請をしておりました。

しかし、私たちと豊彦との生計が同一でないという理由で、申請から1年半経って、神戸市から申請書類がすべて返送され、本当に悔しい思いをしました。

富夫は、毎週末、歩行が困難であった豊彦の自宅を訪問して、身の回りの世話をしていました。しかし、そうした事情は、生計同一の判断要素として考慮されませんでした。

配偶者であろうが、兄弟であろうが、同じ遺族のはずなのに、どうして配偶者は比較的緩やかに救済されるのに、兄弟の場合は生計同一でなければ救済されないのか、国の救済制度は不公平だと思います。

救済制度では救済されない現実を目の当たりにして悶々としていた中で、主任の木原先生が私たちの弁護を引き受けてくれました。

私たちは、豊彦の死を日本全国の方々に伝えたいとの思いでこの裁判を起こしたのであり、今日の記者会見の場を設けてくださったことに深く感謝しています。

今でも、ワクチン接種後に亡くなったり、後遺症で苦しむ方が後を絶たないと聞いています。

私たちの提訴が、そうした方々に勇気を与えられることを願ってやみません。

以 上